

○東京都台東区民生委員推薦会規程

昭和29年4月20日

告示第17号

民生委員法第8条に基づき制定

第1条 民生委員法第8条の規定により、東京都台東区民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)をおく。

第2条 推薦会は、委員長の外委員6人以上13人以内とする。

2 推薦会委員は区長がこれを委嘱する。

附 則

この規程は、昭和28年10月1日から適用する。